

報告事項 1

損害賠償請求事件について

このことについて、判決言渡がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成28年2月8日

教 職 員 課

平成 28 年 2 月 8 日
教 職 員 課

損害賠償請求事件について

このことについて、平成 28 年 1 月 29 日、名古屋高等裁判所において、県側勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。

1 当事者

控訴人 清須市在住の元教員
被控訴人 愛知県

2 事案の概要

【経過及び控訴人の主張】

控訴人（第一審原告）の主張によれば、控訴人は元教員であり、愛知県内の公立学校に勤務していたところ、平成 20 年 10 月、控訴人と自校生徒の保護者との間にトラブルが発生し、これが原因で控訴人は体調を崩し、長期の療養に入った。しかし、控訴人は、休職開始頃から、療養により体調が回復したとして復職を希望するようになり、復職へ向けて支援プログラムの実施を申請したが、校長は控訴人の復職を妨害する行為を行った。こうした不当に復職を妨害されたことにつき、休職期間（約 2 年分）の給与減額相当分（約 702 万円）の損害及び精神的苦痛に対する 250 万円の補償、弁護士費用の支払いを求めている。

3 判決の概要

【主文】

- 1 本件控訴を棄却する
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする【県側勝訴】

【理由趣旨】

控訴人は、前任の校長が、強要・欺罔によって控訴人に復職支援プログラムの実施申出を取り下げさせ、また、その後も復職申請や復職支援プログラムの実施を妨害したと主張している。そして、これらの復職妨害行為が国家賠償法上違法であると主張する。

しかし、上記取り下げは、早期の職場復帰を望んだ控訴人が、弁護士に相談の上で行ったものであるから、控訴人の自由意思によるものである。また、同校長は控訴人の重い病状を考慮して治療に専念するように勧めたのであり、強要・欺罔行為はしていない。

さらに、控訴人は、前任・後任の両校長が、控訴人の主治医に圧力をかけて、控訴人の病状が深刻である旨の診断書を作成させ、復職を妨害したと主張する。

しかし、証拠からはそのような事実は認められず、同医師の自由意思に基づいて診断書は作成されている。このため、校長らが復職妨害行為を行ったとは言えない。

4 上告期限

平成 28 年 2 月 12 日(金)